

新潟県

公民館月報

昭和55年3月号

発行所 新潟県公民館連合会

【新潟市川端町2-9・興林業会館内】

【電話・新潟 (0252) 24-6073】【振替新潟 4094】

発行人 会長 石井耕一
編集人 事務局長 本田 浩

【定価1部 70円 年共・年価 840円】



松苗
1970.2.26

東頸城の民家

農村から茅葺屋根の失われて行くことの急なを嘆く声が高い。葉落そろって茅葺という所は事実見当たらないし、どこかしら一部分に色彩トタンの工作を施してないのは珍らしい。

先年時代劇ロケのため期待して東頸城に入った連中が、昔ながらの景観をついに捜しあぐねて帰ったという話を聞いた。雪になると、絡まるみ被覆されて違和感を催す部分も隠蔽されてしまう。こうなると、調和のある輪郭だけが抽象されて現われる。カンパスを据えることができるほどの冬の日和は幾日も無いが、絵にするのに絶好なのはこんな季節である。

この絵のような構造の家を私の地方では中門造りの家という。茅葺根は母屋だけでもどっしりとした構成美を持っているが、これに中門が添えられると一層安定感を増してくる。

柱や梁が白壁を幾何学的に区画して現れているのも美しく堂々としている。こういう中門を構えている家は水呑み百姓の末裔ではない。これもしも兎小屋と誰がいう。

絵・文 安塚町教育委員

松苗 一正

職員として大臣表彰受賞

ただただ恐縮しています

十日町市公民館長 田村 達夫



十二月二十九日東京の竹橋公館で、政務次官長から表彰状を頂戴いたしました。

文部大臣表彰をうけるなど思ひもかけないことで、ただただ恐縮しています。公民館の仕事は、様よりも少しばかり長くしているというだけで、顧みて汗顔のいたりです。今日までずっと、先輩、上司、同僚に恵まれて仕事をすることができたことは何より幸せでした。感謝の気持ち一杯です。



私がある教育機関に勤務していた時のことである。ある企画の原案を作成し、上司の立ち回りで持ち参り、説明した時、説明の最後「……どう思いますか。」と尋ねられた。途端に私はその上司から「思わないんだ」とえらひ剣を突きつけられた。瞬間、何故おこられたのかわからず、かんとしてしまったが、いまもってこの時の「思わない」とはなんだ。」の意味を解してはいる。



「思う」こと

吉川 弘

「思わない」とは、なにかある場面ではないか。それは、上司の命に従っての作業に、理に即して、整理して提出する。それ以外の「思」は、なにかある場面、なにかある時、なにかある結論を下す。その時、時機を失してしまふ。それが、多分、こんなことから、その場の雰囲気は、沈滞気味であった。都市化、工業化、情報化を、社会が求める。住民の要求は多様化

る。だが、学習のセンターとして、地域の教育力、文化創造の力、自治の力を高めるセンターとして、新しい可能性を求めて微力を

「実践記録集」編集

社団法人三〇周年を記念する「公民館活動実践記録集」は、三〇月現在、本会編集委員会の手で編集作業が進んでいる。記録集に収録する原稿は、百二十市町村のうち八十市町村からの応募があり、それぞれに力こもった興味深いものとなっている。一方、応募原稿中、重複事項に合致しないものもあり、編集作業し、高度化している。公民館の事業も十年、日ごとく変化している。主任はいつの間にか他に任せてしまふ。奇をてらるるのではないが、新機軸をしようというものが大切である。そのため、公民館の中で職員が自由に考え、思いつくことを必要である。(新潟大学助教授)

※「灯台」欄の灯台とは、左記の詩(作者不詳)にゆらゆらするもの。 (編集長)

色紙(表紙絵)募集

本紙の表紙をかざる絵を送って下さい。公民館の絵画教室での傑作、利用グループの中で絵をよくする人の作品など、なるべくタテ位置で書かれたものを期待しています。絵の内容は「名画、旧跡、文化財」などのほか、表紙にふさわしいものであればなんでも結構です。説明文は四百字程度でお願いします。

政治教育・宗教教育

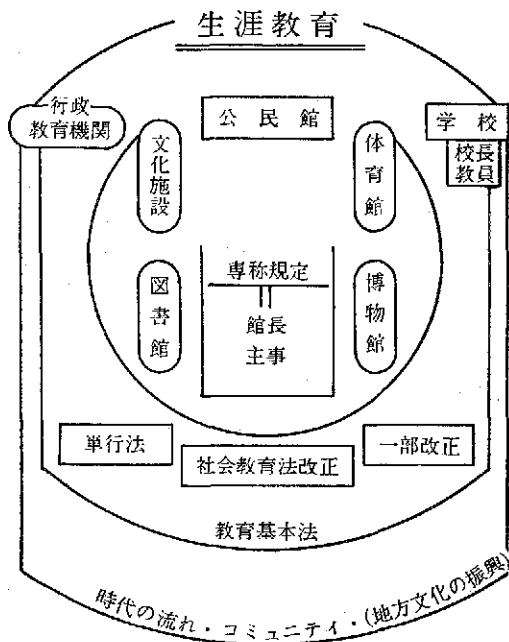


教育基本法は、教育の目的、方針、機会均等、義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、教育行政が規定されている。そのほか特別に、政治教育と宗教教育が重要であるとして、各二条に規定している。ところが実際には、この二つともほとんど実施されていない。不思議なことである。毎年文部大臣表彰を受ける全国優良公民館も同じだ。県公連が募集した公民館の表紙記録には、政治教育の取組が一つもなかった。見たら私の市の中央公民館のものである。私が常に言うものだから、とまどい思いついたようにやるが、本格的なものではない。私は県の社会教育委員会をはじめ、各種社会教育の会合でこの話をした。社会教育法の規定を知らない人もあり、多くの人は知っていて、その重要なことを否定しない。実施しないのはどうにかして

石井新一ノモ 15

についての研究

第二回公研集会の記録から



しかし、反面、一部改正のみでよいとの観点から、次のような意見もでた。

- ・現在は多かれ少なかれ減量経営を強いられている。今まで確保してきた職員をへらされないよう、「公民館に館長及び専任職員を置く」という一行のみがしっかり明示されればよい。

・受益者負担の原則にもとづいて法改正をすることも大切である。

(1) 社会教育法の改正を阻んでいるものは何か。

- ・法に規定される施設拡充、専任職員の増置等に対処するためには、国や市町村の財政面に大きな負担がかかる。
- ・国の縦割り行政を市町村がどのように受け止めるかが問題である。即ち、社会福祉の原点も、社会教育の原点も大同小異であるから、或る程度の施設を公民館に統合して、すべての機能を兼ねそなえた施設とすれば、財政面でも有利であると考えられる。
- ・コミュニティセンターよりも公民館の方が先である。公民館が今後生き残るには、公民館が他の機関との関連の中であって、どうあるべきかについての研究が必要である。

(2) 法改正にどんな視点で臨むべきか。

- ・今までの努力を基盤として、より一そう伸びていくような公民館とする。

よりよい郷土づくりのため、地域に密着した活動のために、地区館、類似館を大切にしなければならない。

- ・専称規定により、地区館、類似館を切りすてにしては、住民の中に入り込めない。

先進的活動もよいが、地域に密着した地道な活動

が基本でなければならない。

- ・現在の形をより発展させるためには、公民館を或る程度広い地域のわくの中で考えてみることである。即ち数市町村を一ブロックとみなし、その中に職員を位置づけ、人事交流をするなど広域システム導入の時期がきている。

- ・公民館内部から改正のための意見をまとめること。外部の人の考える公民館と、公民館人の考えるものでは異なるものがある。

- ・公民館人の熱意ある努力が積み重ねられて、それが住民に影響し、ひいては市町村の理事者を動かしていくのである。こうして国全体の関係者の公民館に対する認識が改まれば、法改正はさして困難ではなくなるであろう。

- ・公民館は住民のものである。館長や主事が法改正のために働くよりも、住民運動としての声を大にすることの方がより効果的に、当局を動かす基となる。

- ・現行法をよく研究し、それをふまえた上で改正点に取り組みなければならない。改正したい条項としては(20条、21条、22条、27条 他)

(3) 全公連の運動の中にどう位置づけて実現を図ればよいか。

- ・全公連は、各公民館からの声を集約しながら、その中で、理論的側面だけでなく、現実面をもよくふまなければならない。

(イ) 住民の為にある公民館

(コミュニティセンターとは異なるものであることの理解をする。)

(ロ) 減量経営の文化の充実

(過去の積み重ねの上に、次代はどうあるべきか中味の精選を図る。)

(ハ) 専門職の条件

(住民要求の社会教育(公民館活動)を集約していく。)

- ・全公連専門委員会はどうか努力してきたか、その結果どこに監路があったか明示すること。

- ・又本年度はともかくとして、来年度国の予算期に向けて働きかける指導が必要である。

- ・全公連は各地区、県などで研修されたことをレポートし、全国研究集会に提起すべきである。又できるなら全公連としての見解にもとづいた何かを求めたい。そうしてこそ研究集会の盛り上がり期待できる。現在の方法では毎年同じことの繰り返して終ってしまう。

- ・全公連の今までの運動推進はやや物足りない。全公連の中に推進本部を設置して、強力で押し進めていくべきである。

- ・全国大会を契機として全公連の名のもとに、地方自治体等にも働きかけ、これらを動かすようにしていきたい。

第二回の全国公民館研究集会は、先年11月13・14日の両日岐阜市で開かれた。この成果は、このほど一冊の研究集会記録としてまとめられ、全国からの参加者に配布された。このうち、とくに館長・主事・職員および運営審議会委員を対象にすすめられた「社会教育法改正についての研究」部会のあらましについて紹介する。なお、この部会に基調発表者として出席した本県柏崎市中央公民館事務長の徳間助夫氏のレポートは、11月号と12月号に掲載しているので参照されたい。

社会教育法一部改正

参加対象 館長・主事・職員および 運営審議会委員

司会者 吉瀬 純一 福岡県久留米市文化部長
助言者 田代 元弥 神奈川県立衛生短大教授
〃 横山 正人 全国公民館連合会副会長

1. 基 調 発 表

◎〔徳間 助夫 新潟県柏崎市〕(略)

◎〔足立 彦重 愛知県蒲郡市〕

蒲郡市の各公民館は、教員が退職後非常勤ボランティアとして館長になった者が多い。発表者自身、館長就任以前から、公民館の概要をつかんでいたつもりであったが、現実として内容が大きく異っておりおどろいている。

(1) 蒲郡の現状

設備は基準に達しているが問題は職員にある。全体に高齢者が多く、適材適所でなく何となくはりついている状態である。又他の行政施設と併設の公民館もあり、実活動に不便が生じていることも多くある。

公民館職員はこの条件に不満を感じ、市当局に対し昭和53年に答申をした。(館長を常勤とし、市職員の完全配置について)

(2) 愛知県の現状

74市町村の中に公民館を持たないところが15もあり、常勤職員の中にも兼務者が3分の2以上も含まれている。

また公民館として主催事業を持っているところでも、その事業費平均は60万円程度で、全体として十分ということとはできない。

ここで最初に望まれることは、法改正はともかくとして、専任の館長、職員を配置し、事業の深まりを図ることである。

(3) 職員としてのとらえ方

先進市町村の見学などにより、それらの活動並びに施設について市当局に要求してはきたが、十分取り上げられない。そのために近隣地区を例として働きかけることに努めている。

またこれに加えて職員が実績を積み重ねることが効果的であり、その上で法改正によって法的根拠を得るようにしなければならない。

※ 東海北陸公民館研究大会

何回も同じ宣言をしながら進歩のあとがみられず残念である。

◎〔久保田 金吾 福岡県大牟田市〕

10年間の公民館勤務の経験から考えて、公民館に関する法律がしっかり出来ていたならば、公民館はより充実していたと考えられる。

全国に16,000以上の公民館があり、年間300~400が新・改築されており、たしかに充実の一途をたどっている。しかしこれを経営していく職員の充足については極めて悲観的である。

(1) 公民館の現状

館長の常勤について考えてみると、全国で16,000余館中、常勤館長は2,000人にすぎないのが現実であり、学校教育(施設・職員)に比べてみればその差は一目瞭然であり、社会教育がいかに冷遇されているかがうかがわれ、公民館の存在価値も疑われてくる。

(2) 法の改正など

また、現行法においても28条2項(館長任命の事前協議権)の最低線すら守られていない場合もあるようである。そのためにも、法による明確化が望まれるのである。

なお職員の専門性についても、公民館職員は「冷や飯食い」的な感覚を本人は言うに及ばず、世間一般からも除くよう法により権威あるものにしていきたい。

2. 司会者の中間まとめ

(1) 公民館の特性に合った公民館職員の専門制について

(2) 専称規定の内容と範囲について

(3) 法改正について

※ 発表、質疑、当初討論のまとめ

何んらかの形で法を改正しようとする事については、参加者全員異議なし。それを一歩前進させて分析した場合

- ・ 現行法の一部改正か
- ・ 単行法の制定か ということになる。

しかしこれについて次のことが考えられる。

- ・ 1980年代は、地方の時代への過渡期にある点を十分にふまえなければならない。
- ・ 公民館は市町村設置であるので、住民との関係を科学的に分析しながら配慮すること。

全体としては単行法の制定が理想的ではあるが、現実の問題として、この趣旨に早く対応するためには、まず現行法の一部改正を目ざしていくことが賢明な策と考えられる。



訪問集会 (3)

大沼 俊爾

意識改造を目指して

訪問集会のやり方について、何で、皆私が出席し指導に専念し、何も何も無知するまま、各部落一、二夜に幾組にも顔をだしたてどもを回った。夜更となり、雨が降るうが、雪にならうが、そんな事にはお構いなく、住民の都合のよき時を聞いて、各グループ毎に訪問に廻ったのである。

時は深夜に及ぶこともあり、朝の二時頃家に帰ったこともあった。まず自分の部落につくならん限り、人は信用してくれないだろうと思ひ、第一番に私の部落に結成した。それがなんと今日にいたるまで、二十数年間続いている。

そして各世帯の悩み、部落の問題など、軒の先のような小さな事でも、大きな政治問題になるような事でも、みなこの集いの場を持ちだされ、次々と解決されていった。やがて意識がわかった人たちが、訪問集会が結成され、大きな部落は、いく組に分れつつあり、小さな部落はそれぞれに、結成されていった。

幸いこうした訪問集会は、地区住民の共感を呼び、皆からも好評を得たのであった。

しかしこの集いを維持せられる話題の中に、部落の利害に関するものや、解決できないものなどもある。その問題の処理に、飛び回ったりして、ずいぶん苦労したこともあった。

訪問集会の余蘊といつか、グループの人達の要請も増大し、何でも人前に話せる度量もできなくなり、あきらめは影をひそめ、明るい精神的な集いが、根づいてきたようであった。

訪問集会は問題解決の場である

といつても、究極の目標は、住民一人一人のしあわせの探求にほかならない。しかもしあわせといふものは、他人が評価するものではなく、自分が感得するものである。

訪問集会を通じて、地域の意識改革を目指し、そしてそれが個人のしあわせに結びつくようにするにはどうするか、それがその頃の

大きな課題であった。

家に帰るのは暗いときばかりで、うすうすな、毎日の生活がつづいた。若い人達と話し合い、連帯の社会を語りあったり、現実の生活を、どのように改めるか、徹夜の議論も何回もあった。夜になると家をでて、彼等の集いに話し合いに行く。それが連日のことであり、ついに寝不足となり、倒れてしまったのであった。医者に診断して貰ったら、疲労が原因の肺結核とわかり、二ヶ月の休養を言い渡されてしまったのである。

受ける結果となり、昭和三十一年、日本都市センターに於て、地区賞を受賞したのであった。

やがて私の公民館から副賞をえられた。市の教育委員会に転出したのであったが、その間十年間、あの後進性の強かった地区も、立派に脱却し、封建性もいつの間にか消え、意識改造は成就したげられた。惜しいかな心魂を傾注した。訪問集会の組織は、その二三年後から崩れ始め、現在は私の部落だけになってしまったようである。社会教育にしろ、公民館運動にしろ、住民を対象に何かが行われ、口先だけでは、住民はついてこられない。やがてこの事が、文部大臣賞を候補にみちた指導者があはれて

住民はよく理解し、そして協力して、面映り気もある。本心は決して、そんな気持ではないのだから、ご了承をお願いしたい。

(元新潟市公民館主事)

※ 次回から元直江津市公民館長・県公連副会長・梅山八十二氏が執筆します。ご期待ください。

(編集者)

老人

浅間 勝衛

表へ出て 見たまへ
未来を失った人の群れが、ソロソロあるいてゆく

横断道路を通じて、腰をかかめ、うつろな眼で失った未来を返してほしいと感嘆しながら

頭上の信号は赤青を繰り返すにいつ、赤に変わるか、知れたものでないかと感嘆しながら

いつ、理不尽の暴力で、体ごと、かっさらわれ、るかも知れぬと、おののきながら

眼の中はぼんやりと見えて、後のは見えないけれども、もう前方は見えなくなった

けれども、彼らにも一層、賭をしようと思つてきがある

失った未来が、とり戻せるならば、

そんな、未来をとり戻すためのR.F.O.に乗りこむことだって、やりかねないよ

(作者は元糸魚川市公民館長・岩瀬市住)

秋田の生涯教育

生涯教育は理論ではだめだ

前秋田県知事 小畑勇二郎 著

本書を手にした人は「実力家の課長や部長にホントに驚かされた」といふこと、感銘されたといふことだ。

(お茶の水女子大学教授・森 隆大評)

あつせん申込先
新潟県公民館連合会 TEL. 0252222222(073)

先月号の4・5面に特集した「公民館の経営評価」事業が勝負する本が完成」の記事割りつけ中、同書の出版社名と頒価が欠落してしまいました。出版社の所在地及び頒価は次のとおりです。なお、ご二報あれば同書は本会事務局で注文をお取りつぎたいします。

「公民館の経営評価」事業評価の視点と方法―頒価冊一、八〇〇円送料別

15 東京都港区虎ノ門1-22の17教友社

※

「公民館の歌」のほか、ファンファーレ、勝利の歌、蛍の光、君が代なども吹き込まれていて便利なのです。昔早の手持ちがありますのでお申し込みがあればお送りします。

一、二〇〇円送料別。

あとがき